

宮内庁書陵部陵墓課 御中

## 陵墓域内への報道関係者立入り取材についての質問と要望

近年、陵墓敷地のうち通常一般の立入りが認められていない区域への報道関係者の立入り取材が許可される事例が続出しているものと漏れ承っております[平成三十年十一月二十二日の仁徳天皇百舌鳥耳原中陵(十四社四十四名)、令和三年十一月十九日の同陵(十三社三十六名)、同四年十二月九日の神武天皇畝傍山東北陵(十二社十七名)]。

こうした報道許可は、陵墓や陵墓管理行政への理解を高める目的で実施されているものと縷々承っておりますが、実際に報道された内容に接する限り、治定への疑問や、宮内庁による管理が“観光利用”の障碍になっているとの示唆等、陵墓の本質や現行の陵墓管理に批判的な主張に終始し、むしろ陵墓の不可侵性の否定と陵墓管理行政への指弾に利用されているものと言わざるを得ません。

また、公表された動画等により報道関係者の陵墓域内での動向を確認したところ、陵墓の「静安と尊厳」が保持されているとは到底言い難い不遜無礼な態様であって、至尊なる皇陵を敬拝する一国民として、こうした立入り取材許可の頻発への憂慮を深めているところであります。

よって、下記の通り質問と要望を申し上げます。

### 記

#### 一 質問

1. 平成三十年代以前に、上述の件以外に、陵墓敷地のうち通常一般の立入りが認められていない区域への報道関係者の立入り取材が許可された例はあるか。
2. 平成三十一年度以降に、上述の件以外に、陵墓敷地のうち通常一般の立入りが認められていない区域への報道関係者の立入り取材が許可された例はあるか。
3. 今年度以降、陵墓敷地のうち通常一般の立入りが認められていない区域への報道関係者の立入り取材を許可する予定はあるか。

#### 二 要望

1. 今後、陵墓敷地のうち通常一般の立入りが認められていない区域への報道関係者の立入り取材を一切許可しないこと。
2. 今後、万一已むを得ず陵墓敷地のうち通常一般の立入りが認められていない区域への報道関係者の立入り取材を許可せざるを得ない場合、進入者全員に、進入時の手水／拝所での低頭拝礼／域内での脱帽を義務づけること。

以上